

建築基準法施行規則の一部改正について

平成 19 年 3 月
国 土 交 通 省
住宅局市街地建築課

1. 指定道路等について

- (1) 特定行政庁は、建築基準法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 2 項若しくは第 4 項又は法第 68 条の 7 第 1 項の規定による指定をした場合においては、速やかに、次に掲げる事項を公告するものとする。
- 一 指定に係る道路（以下「指定道路」という。）の種類
 - 二 指定の年月日
 - 三 指定道路の位置
 - 四 指定道路の延長及び幅員
- (2) 特定行政庁は、法第 42 条第 3 項の規定による水平距離の指定（以下「水平距離指定」という。）をした場合においては、速やかに、次に掲げる事項を公告するものとする。
- 一 水平距離指定の年月日
 - 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
 - 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
 - 四 水平距離
- (3) 特定行政庁は、指定道路に関する図面（以下「指定道路図」という。）及び調書（以下「指定道路調書」という。）を調製し、これらを保管しなければならないものとする。
- 一 指定道路図
 - イ 指定道路図は、少なくとも指定道路の種類及び位置を、付近の地形及び方位を表示した縮尺 2500 分の 1 以上の平面図に記載して調製するものとする。この場合において、できる限り一葉の図面に表示するものとする。
 - ロ 特定行政庁は、水平距離指定をした場合においては、水平距離指定に係る道路の部分の位置を指定道路図に記載するものとする。
 - 二 指定道路調書
 - イ 指定道路調書は、指定道路ごとに、少なくとも次に掲げる事項を記載して調製するものとする。
 - () 指定道路の種類
 - () 指定の年月日

- 指定道路の位置
- 指定道路の延長及び幅員
- 特定行政庁は、法第42条第1項第5号の規定による指定をした場合においては申請者の氏名を指定道路調書に記載するものとする。
- 八 特定行政庁は、水平距離指定をした場合においては、次に掲げる事項を指定道路調書に記載するものとする。
 - 水平距離指定の年月日
 - 水平距離指定に係る道路の部分の位置
 - 水平距離指定に係る道路の部分の延長
 - 水平距離

2. 書類の閲覧について

建築基準法施行規則第11条の4に規定する書類に、指定道路図及び指定道路調書を追加することとする。

3. 施行期日

平成22年4月1日

4. 経過措置について

1.(1)及び(2)については、平成22年4月1日以後に行われる指定について適用する。